

平成18年第4回太子町議会定例会（第404回町議会）会議録（第2日）

平成18年9月4日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問
- 3 請願第12号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願
- 4 請願第13号 30人以下学級の実現を求める請願

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問
- 3 請願第12号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願
- 4 請願第13号 30人以下学級の実現を求める請願

会議に出席した議員

2番	服部千秋	3番	長谷川原司
4番	井村淳子	5番	中井政喜
7番	橋本恭子	8番	寺本明男
9番	横田六郎	10番	井川弘美
11番	花畑奈知子	12番	佐野芳彦
13番	首藤亨	14番	村田興亞
16番	桜井公晴	17番	北川嘉明
18番	熊谷直行		

会議に欠席した議員

1番	上山隆弘	15番	橘幸孝
----	------	-----	-----

会議に出席した事務局職員

局	長	山本修三	書	記	木村和義
書	記	藤井仁美			

説明のため出席した者の職氏名

町	長	首藤正弘	助	役	八幡儀則
収	入	役	教	育	長
総	務	部	生	活	福
部	長	佐々木正人	祉	部	長
経	済	建	教	育	次
設	部	長	長	塚	原
財	政	課		二	良
長	香	田			
	大	然			

（開議 午前10時00分）

○議長（熊谷直行） 皆さんおはようございます。

平成18年第4回太子町議会定例会第2日目におそろいでご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に

達していますので、ただいまから平成18年第4回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊谷直行） 日程第1、会議録署名議員の追加指名を行います。

初日に署名議員として指名しておりました1番上山隆弘議員が本日体調不良のため欠席しておりますので、会議規則第120条の規定により、3番長谷川原司議員を追加指名いたします。

~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（熊谷直行） 日程第2、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式でお願いします。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うことになっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、11番花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 11番無所属花畑奈知子。通告に従い、太子町公的施設におけるプールの安全対策について一般質問させていただきます。

去る8月1日、埼玉県ふじみ野市において小学2年生児童がプール排水口よりのみ込まれ命を失った痛ましい事件が報道されました。命を失うことになった原因は排水口のふたのとめねじが数年前より腐敗し、針金でくりつけて応急措置をしていたものの、その針金もさびつき効力を失っていたため、半分ふたが外れ、判断力、体力ともに弱い低学年児童は、周りに友達や母親がいても流水型プールの威力にどうすることもできず命を失う結果になってしまいました。

隣のたつの市においては、報道されたその日に教育委員会課長始め担当課が直接龍野、新宮の市民プールを始め保、幼、小中のプールへ直接足を運んで点検されたと聞き、早い

対応に感動いたしました。

兵庫県教育委員会は、8月9日の調査結果では80校のプールに不備あり、21日には117校に改善の必要なプールがあると発表しました。月末30日の新聞発表では、公立学校のうち尼崎、赤穂、姫路市、加西市など13市3町で不備が見つかったと報道しました。

太子町は県下で不備のなかった3町の中に入っているだろうと想像しますが、町の実態をどう把握されているかお尋ねします。

なお、太子町の小学生は大変恵まれ、地区水泳には大学生を指導員として迎え、その成果が中学校でもあらわれ、西中では揖龍代表となり、県大会に十数人も参加したと聞いています。事故なしに終わった喜ばしい夏休みではありましたが、来年度に向けての安全対策についてもお聞かせください。お願いします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

7月31日、埼玉県の流れプールで吸水口のふたの不良により小学2年生の女児が吸い込まれるという、亡くなるという不幸な事故が発生いたしました。本町教育委員会といたしましては、翌8月1日午前8時30分、臨時校園長会を招集し、排水口並びにろ過機への吸水口の点検を行うよう指示いたしました。結果的には教育施設すべてのプールにおいてふたが固定されており、問題のないことを確認いたしております。

また、プールの定期的な点検といたしましては、毎年排水口及びろ過機への吸水口について専門業者に委託し、点検をいたしておるところでございます。今後もこの点検を継続して実施していくとともに、教師の目においてもさらに確認を行うように指導をしてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 保育所のプールにつきましてお答えをしたいと思います。

児童が利用いたしますプールにつきましては、本来楽しく健康を増進することのできる場でございます。これまでも事故例が全国ではございまして、通知、通達があったところでございますが、その都度十分な点検を行っているところでございます。

このたび悲しい事故が埼玉の方で発生をいたしました。それを受けまして、国の方からも改めてアピールがございました。本町におきましても保育所の緊急自主点検を実施をいたしまして、安全性を確認をいたしました。施設関係では鉄蓋、金網、本町の場合ではかん水口になるんですが、かん水口の防止器具等のねじ、ボルト等々の具合ということでございますが、私もプールを見ましてかん水口をさわりましたが、きちっとねじどめがされておりました、ぐらつき等一切ございません。これまでも管理につきましては十分保育士が適正な配置のもとで使用前にはそういった職員で十分かん水口等の確認はできますので、従来のとおり手でさわってぐらつきがないことを確認をするということで確認をいたしております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 花畑議員。

○花畑奈知子議員 埼玉県的事件の後、早速に臨時校園長会を開き、ろ過機への吸水口並びに排水口の点検指導をしていただき、安心いたしました。また、定期的に専門業者に委託し安全対策の徹底を図り、命を守っていただき、うれしく存じます。

私は昨日プールを外からのぞかせてもらいました。日曜日ですので、スポーツ21またはゲートボール大会、部活等で門が開いていたので、プールに近づいて見ました。どこの学校のプールもきちっと施錠され、更衣室の扉も全部あいてないか調べましたが、完全に戸締まりができていました。来年までに修理してほしいなと感じたことが2点ありますので、申し上げます。

石海小学校のプールなんですけど、ああい

う高いところにありまして、周りからのぞけないなと思っていたら、休日というのに給食配送車の出入りする西の扉が全開してしましたので、プール出入り口の方をのぞいてみました。すると、壁側に太子町立石海小学校プールと名づけられた名前がすっかり消えかけているので、来年までにははっきり名前を表示してやってほしいなと感じました。

2つ目に、太田小学校なんですけれど、プール入水口のすぐそばにプールサイドよりろ過した水を送る送水管が焦げ茶色にさびている状態でした。塩素の水がかかり、ますますさびて、プールの水が汚れている状態になっていると思います。斑鳩小学校などはステンレスのパイプになっていました。太田小学校大小プールとも、来年までにぜひ取りかえていただきたいなと思いました。この2点は要望です。

続いて、2つ目の質問に入ります。

2問目、公的施設におけるシュレッダーの事故対策について一般質問させていただきます。

8月に入り、痛ましいプール事故に続き、幼児がシュレッダーにより9本もの指の切断をした報道を耳にしました。個人情報保護のためにいろいろな機種が出回り、8月23日の報道では2ミリ、3ミリ、3.2ミリ、3.5ミリ、4ミリ、7ミリ、8ミリと30種類もの製品が売り出されると言われていました。隣のたつの市では報道されたその日に文書を送し、調査された結果、7ミリの機種だったと聞いています。

2学期が始まり、児童・生徒が先生の周りにつきまとうことが多くなってきました。太子町の実態はどうなっているのか、台数はどれぐらいか、置き場所はどうか、安全指導の徹底は図られているのか、お尋ねいたします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

シュレッダーにより幼い子供の指を切断するという事故が発生し、報道されたところで

ございます。教育委員会管轄の施設におきましては、幼稚園、小学校で各1台、中学校におきましては各2台、中央公民館には1台、教育委員会に1台、計14台を設置いたしております。機種につきましては、いずれもリコー社製で裁断開口部の幅は3ミリのものが13台、7ミリのものが西中学校に1台ございます。設置場所は龍田幼稚園では印刷室の方に、それ以外の学校、園では職員室に、中央公民館においては館長室にそれぞれ設置いたしておりますので、安全面は確保されているというふうに考えております。

また、通常頻繁に園児、児童・生徒が出入りする場所でありませんが、事故を未然に防ぐためにも安全指導を徹底してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 花畑議員。

○花畑奈知子議員 わかりました。中学生なら7ミリの大きさの機種が入っていても、指が太いので大丈夫でしょう。学校関係は了解しましたが、ところで今教育委員会にもあると言われました。教育委員会の入り口ロッカーのカウンターのところの横に置いて使用されているのを見たことがあります。転出、転入の手續に親子で受付へ来られているのを見かけたこともあります。あの場所は適当でしょうか、お伺いいたします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） そのとおりでございます。カウンターの横に当初設置しておりましたので、こういう事件が起きた後に事務所の中に、奥の方へ移動をいたしております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 ありがとうございます。今回2点質問させていただきましたが、どちらも安全、安心に心がけ、最善の注意を払い、命を守ってくださっていることがよくわかりました。今後も命を大切にする教育に

さらにご精進いただきますようお願い申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（熊谷直行） 以上で11番花畑奈知子議員の一般質問は終わりました。

次、4番井村淳子議員。

○井村淳子議員 失礼します。4番公明党井村淳子。通告に従いまして質問いたします。

最初に、子供読書活動推進法に基づく太子町の取り組みについて2点お聞きいたします。

1点目、平成16年6月の本会議での質問に対し、当局より兵庫県教育委員会が平成16年3月に兵庫子供の読書計画推進計画を作成したばかりであり、この兵庫県の状況を調査して、基本計画を策定するかどうか、今後検討してまいりたいと答弁されております。当時は1市4町の合併協議会のこともあり、基本計画策定に落ちついて取り組めない状況だったかもしれません。しかし、その後単独となり、太子町として策定できる状況にあります。既に質問してから2年がたちました。その後どうなっているのかお聞きいたします。

2点目、朝の読書運動の取り組みについては町内各校とも取り組んでおり、形態はさまざまですが、子供の読書活動の推進に力を入れていただいております。全国でも朝の10分間読書運動の実施校は既に2万校に広がっていると聞いております。読書をするにより落ちつきができ、スムーズに授業に入れるようになった、授業にも集中できるようになったと全国各地で読書の大きな効果があらわれているとのことです。

そこで質問ですが、幼稚園、小学校、中学校での読書運動に取り組まれている現状と成果、また今後の取り組みをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

太子町の図書館は、児童サービス面で先進的な図書館として評価をいただいております。

ころでございます。これは昭和58年の開館当初からお話会や学校でのブックトーク、推薦図書リストの作成など先駆的な試みの結果だと思っております。現在もこのような児童サービスを継続して提供をいたしておるところでございます。

この基本計画では、当町が既に実施いたしております図書館活動を挙げている自治体がほとんどでございます。また、市町での計画策定に当たりましては、努力目標とされており、県下の状況を見ながら検討をしていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、計画の有無にかかわらず、図書館の地道な活動は今後も進めてまいりたいというふうに思います。

次に、読書活動でございますが、すべての小中学校におきまして年間を通じて10分から15分間の朝の読書タイムを設け、実施いたしております。その結果、全児童・生徒が静かな時間を共有でき、スムーズに学習の時間に移行できることや学習中の集中力が高まったり、本を読む習慣ができ、言語力を高めるなどの成果が得られており、今後とも継続した取り組みとしていきたいというふうに考えております。

また、幼稚園では絵本の読み聞かせやお話会などに取り組んでおります。絵本と触れ合うことにより絵本が好きになり、集中して話が聞けるなどの成果を得ており、さらに継続してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 井村議員。

○井村淳子議員 2点目の各、この太子町の学校での対応はどうかということでお聞きいたしましたが、本当にこの読書運動を始めていただいて、各校初めは少なかったですけども、だんだんと全校に広げていただいて進めていただいております。ただ、2006年の4月にちょっといただいた資料によりますと、龍田小学校が低学年は毎日読書をやっている、3年生以上は週に2回程度やっているということでありまして、ほかのともいろいろ

ろばらつきがあるんですけども、以前も教育長が言われてましたけれども、御津の学校の方で継続して読書をやったら、かなりそういう落ちつきができて授業にも取り組めるようになったという話を聞いております。ですから、この2点目については継続は力なり、ちりも積もれば山となるで、たった10分間とはいえ毎日の繰り返して習慣となり、本を読む、考えるということが子供の身に確実についてまいりますので、どうか子供の国語力を伸ばしていくという面で、この龍田小学校、今はどうなんでしょうか、もしされてなければ、また3年生以上も週に2回程度というところを毎日の取り組みということで実施していただきたいと思います。

それと、1点目の読書計画の推進計画のこととありますけれども、努力目標であると言われてますが、できるだけ実施するようにということで、市町村の推進計画の策定状況ということでいろいろデータも出ております。まだまだ兵庫県としては去年の3月現在の資料であります、7市町村が策定しており、あとは計画策定をするかどうか検討しているというデータも出ております。

太子町としては、この策定状況を調べる中では策定の予定はないと答えられたのかどうか、そこをお聞きしたいんですが、努力目標にされているということで、今後は検討されるんか、それともまたされないんか、そのところも答えていただきたいと思います。

今2点ちょっとお聞きしましたが、再度よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） 1点目の計画策定については、専門的な知識をお持ちの図書館とも連携を取りながら、これは教育委員会としてはぜひできるだけ早い機会にやっていきたいとそんなふうに思っております。先ほど次長が申しましたように、周辺の都市、町の様子も研究しながらやっていきたいとそんなふうに思います。

それから、2点目の龍田小学校について

は、校長はこの2学期中に努力するという僕の方に言うてますので、そういうふうやっていきたいとそういうふうに思います。

以上です。

○議長（熊谷直行） 井村議員。

○井村淳子議員 先ほどの1点目の方で、策定をしていただけるということで答弁があったかと思えます。私としては、最初、以前に質問をさせていただいたときに、前の教育次長の方から太子町立図書館は図書館活動の先進地として全国から視察があり、見学も多いと、また子供読書計画の推進については全国モデルとなっており、文科省発行の冊子にも太子町立図書館の活動事例がたくさん報告されており、また全国図書館大会等でも発表とか報告、助言も行っているそうです。これら太子町立図書館の活動が、今般2000年に策定されました子供読書活動の推進に関する法律策定や国立国際子供図書館設立の原動力の一つになったと評価されていると前教育次長が言われておりました。私は本当に少し残念だと思うのは、こんなに全国に誇る図書館と人材に恵まれておりながら、質問してから2年間、そういう努力をされてこなかったことがすごく残念であります。図書館長はほかの県の策定の方にも携わったということを聞いております。本当にこういう策定については、今まで全国のモデルであった太子町が一番にするべきではなかったかな、そういうふうに感じております。

どうか今教育長が言われましたこの策定に当たっては、またすぐにでも立ち上げていただいて、いい策定計画ができますように推進していただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

次に、参ります。

すべての赤ちゃんの言葉と心をはぐくむブックスタート事業の推進について3点質問いたします。

ブックスタートの基本的な形は、乳児健診時に赤ちゃんに絵本のプレゼントをし、読み聞かせのアドバイス等をしながら絵本を一人

ひとりに渡すという事業で、絵本に関心の高い保護者だけではなく、すべての赤ちゃんと保護者を対象にした活動であります。ブックスタートは図書館、保健福祉会館、ボランティアの人たちの協力のもと、それぞれの専門性を活かして進められる活動です。子供読書運動の出発点であるブックスタートの早期実現に取り組むべきだと考えます。

そこで質問です。

1点目、平成16年12月の本会議での質問に町長や教育次長より一度検討させていただきたいとの答弁でありましたが、その後どうなっているのか。

2点目、乳幼児健診時に赤ちゃんお勧め絵本リストやお話会などのお知らせを提供できないか、図書館の考えをお聞かせください。

3点目、乳幼児健診は体の成長が主な健診事項であります。育児には赤ちゃんにとっても、また親にとっても心の栄養が大切であります。乳幼児健診はほとんどの親子が集う絶好のチャンスです。例えば健診時の待ち時間を利用してボランティアに協力をさせていただき、親の読み聞かせへの関心と理解を深め、本の好きな子供に育てる入り口としてのブックスタートの取り組みについてさわやか健康課のお考えをお聞かせください。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

まず1点目と2点目についてですけども、乳幼児にとりましては母親や父親に本を読んでもらうことは成長の過程におきまして大変重要なことであり、幼い子供とその親に絵本やわらべ歌の楽しみや大切さを紹介できるブックスタートの必要性は認識いたしておるところでございます。そういった重要性を伝えていくためにはチラシなどの作成を検討してまいりたいというふうに考えてます。

また、2、3歳児を対象としました絵本の時間につきましては、関係課と調整し、健診時の情報提供等を検討してまいりたいという

ふうに考えております。

私の方からは以上でございます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） さわやか健康課の考えをということでございまして、私の方からお答えをさせていただきます。

井村議員さんおっしゃいますとおり、この事業の趣旨といたしますか、その場所いいにしても、健診のときに実施するのが非常にいいということにつきましては、私どももそのように考えております。

それで、1点目の平成16年12月以降の検討の状況でございますが、昨年一度実際に読み聞かせになるんですが、それを実施をいたしました。それ以来、実施が継続をされておらないんですが、何が課題であったかと申しますと、やはりこの事業というのはどうしてもボランティアさんのお力といたしますが、地域との協働という色合いがどうしても重要でございますが、ボランティアさん、それから専門の我々職員の側のマンパワー不足といたしますが、十分な人的な配置ができないといったことで、継続実施というのができなかったんかなというふうに思っております。

確かにこの事業の内容を見ましても、議員ご指摘のとおりですばらしい趣旨でございます。今後に向けましても先ほど図書館との連携ということが出ましたんですが、それらも含めまして課題が大きいです。この事業についてはできる範囲を見据えまして情報提供等を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（熊谷直行） 井村議員。

○井村淳子議員 今お答えいただきましたが、2点目の乳幼児健診時に赤ちゃんのお勧めリストとか、またチラシの策定とかを検討しているということでありました。本当に図書館を利用される方は、関心のある方しか行かないんですよ。だから、行かれる方にはいろんな情報が入ってきますけれども、利用しない人には何も情報が入ってこない状況であります。しかし、無関心な保護者であって

も、すべての赤ちゃんと保護者を対象にした活動として、また太子町に生まれた赤ちゃんが集まる保健センターでの乳幼児健診にそういう啓発できるものを配っていただくなれば、少しでもそういう親子の中で読み聞かせのことができるようになっていくと思います。

特に太子町の保健センターでの4カ月児の受診率であります。98.6%という高い乳幼児健診がされております。どうか赤ちゃんのこういう健診時に、体の健診が主でありますけれども、特に最近の親御さんにとってはどういうふうに子供に接したらいいかわからないという親もたくさんおりますので、そういう絵本を通して親子のスキンシップができるような、そういう啓発ができるようなチラシの内容にさせていただいて、できたら読み聞かせまで最終的には持って行っていただきたいんですけれども、いろんな図書館の啓発活動、赤ちゃんであってもそういう図書館の貸出カードもつくれるんだよってということもその中で知らせていただいて、お母さん方が赤ちゃんを連れて図書館に行けるような、そういう啓発もしていただきたいと思っております。

3点目のことですが、保健福祉会館でしていただくことが一番このブックスタートにとってはベストかなということで質問させていただきました。本当に今の答えからいうと、各係、各課との調整が非常に難しい、特にマンパワーがないということではありますが、ボランティアの方とも一度お話しさせていただきましたが、本当に若い人たちの中では自分みずからが率先して、ボランティアであります。児童館でも読み聞かせを行っているという方にもお話しさせていただきました。もし太子町にそういうブックスタートというものができたならば、ぜひ協力したいというね、そういうボランティアの方もたくさんおられますので、どうかそこは地域の力で子供を育てるっていう意味合いから、そういうボランティアとまた各課の担当課がで

きるような体制をとっていただけたらなっていると思います。

前回にも紹介させていただいたんですが、近隣では相生市、赤穂市、播磨町、またたつの市が既にこのブックスタート事業を既に実施しております。たつの市では7カ月児に絵本を贈る初めまして絵本事業をスタートさせて、2冊の絵本とゼロ歳から3歳向けの推薦絵本48冊を紹介した冊子を手渡し、幼いときから読書の習慣をと願っているとのことでありました。その保護者の方にまた聞いてみますと、お母さんからは自分ではまだ早いという気持ちがあったけれども、本をいただいたことがきっかけで赤ちゃんに読もうと思った。多分もらってなかったら、また始めていなかったと思うという、また喜びの声も多いそうであります。どうか近隣等既に始めているところも、また大分前から始められているところもありますので、そういうところの情報も仕入れていただいて、各課の調整またはボランティアの調整、そういうところを研究していただいて、このブックスタートに向けて再度検討していただきたいな、そういうふうに思っております。

図書館の方の活動については、2、3歳児の絵本の読み聞かせをしているということで、これは私も一度見学もさせていただきましたが、赤ちゃんが図書館に行くに際しては非常に設備的には整っていないなということを感じております。図書館の中のトイレの中にも赤ちゃんのおむつがえをする場所ありませんし、授乳をする場所もございませんでした。館長いわく、絵本の部屋のそういうフロア張りいうんか、じゅうたん張りの部屋がありますが、そこを提供しているということですが、なかなか保護者の方にとっては利用しづらい状況でありますし、何もここを使ってくださいという表示もなければ、保護者にとってもなかなか言い出しにくいことでもありますので、どうかこのことが啓発になって、赤ちゃんも図書館に行かれることがあると思うんですけども、その点については当

局としてはどういうふうにお考えでしょうか。図書館の設備という面で赤ちゃんのそういう対応できてないんじゃないかということについてお伺いいたします。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） 今お尋ねの図書館のことなんですけど、おむつがえする場所もないとか、そういうサービスに対しておこなっているという点が指摘ございましたんで、この点については教育委員会として早速検討していきたいとそんなふうに思います。

それから、図書館のほかのことで絵本の時間のことをおっしゃったんですけど、2、3歳児対象に毎週土曜日11時にやっておりますし、それからお話会は4歳以上を対象に開館当初からずっとやっております。それから、ブックトークにおきましては本町ではこれも昭和58年度から小学校を対象にずっと、これは曜日は決まっておりますんですけど、不定期に授業のあいているところでやらせていただいております。それから、推薦図書リストにつきましては小学校低学年用、小学校高学年用、中学生用と図書館にそれは備えております。その辺につきましてもPR不足でありますので、ブックスタートのチラシをつくるときにその辺のことも含めてPRをしていきたいとそんなふうに思います。

以上です。

○議長（熊谷直行） 井村議員。

○井村淳子議員 今本当に国語の低下、また思考力の低下っていうのが叫ばれております。国を挙げて本を読みましようっていう法律ができておりますし、この読書運動の計画ですけれども、ゼロ歳から読書の楽しさを知る環境づくりに大人がどれだけ努力するかにかかっていると思います。

また、赤ちゃんを対象にしたこのブックスタートに始まって幼児期の読み聞かせ運動、さらに学校での朝の読書運動と一貫した取り組みがより大きな効果をもたらすのではないかと、そういうふうに思います。

先ほど生活福祉部長よりもありましたが、

取り組むに当たってはなかなかちょっと厳しい面があるというお答えだったかもしれませんが、再度お聞きしたいんですが、近隣とかそういうところのされている状況等も一度検討される余地はないかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 近隣に限らず、全国の例等も一部見させていただきました。そのやり方等、私なりに勉強させていただいたんですけども、やはり先ほど申しましたマンパワーの構築というのが大きなポイントかなという感じがいたしております。当然お隣のたつの市さん、相生市さん、赤穂市さんがやられているということでございますので、またお話を聞くといいですか、お話をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 井村議員。

○井村淳子議員 では、よろしくお願いいたします。

21世紀になり、本当に何でも手に入るようになりましたが、国を挙げて読書しましょうという法律ができるという、そこまでしなければ本を読まなくなった日本人に失望し、また寂しい気持ちになっております。日本人はあくせくしながら、どこかで大きな忘れ物をしてきたような気がします。しかし、気がついたときに軌道修正をすれば、また新たな出発が見えてくるのではないのでしょうか。大人も子供も本をひもとき、心豊かな人生を歩みたいと思います。ともあれ、何のための読書運動かをよく認識していただき、新しい時代の太子、しいては日本や世界を担いゆく大切な子供たちに人生のすばらしい価値を見出していけるような心豊かな読書運動をさらに継続、充実させていただくことを切望いたしまして、次の質問に移ります。

最後の質問になりますが、町民サービス向上のため町税等のコンビニ納付についてであります。

これは再質問であります、町民の納税の

利便性向上として太子町新行革大綱に基づき平成17年、18年で検討し、19年度より実施する計画が上げられております。18年6月にいただいている太子町新行革大綱の平成17年度取り組み内容としてコンビニ収納委託について受託の条件等の調査を進めたところ、現在の進捗状況をお聞きいたします。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） コンビニ収納の実施状況を兵庫県下で見えますと、神戸市と洲本市の2市におきまして現在実施されております。神戸市につきましては軽自動車税、洲本市におきましては市県民税、固定資産税、軽自動車税、国保税の税目を対象としております。両市に確認しましたところ、24時間対応窓口により住民の利便性は向上したと思われておるということでございますが、徴収率の向上にはつながっていないという返事でございました。

また、17年9月議会におきまして議員からご紹介のありました埼玉県鷲宮町におきましても16年度から実施されておまして、県下2市と同様の回答でございました。

本町がコンビニ収納を実施するためには、バーコード対応プリンターの新規導入、コンビニで収納したデータに対応するための収納システムの構築等が必要でございますが、今後の全体的な税システムの構築におきまして納付書の様式を変更し、発送方法を4期一括して送付するブック方式とすることも検討いたしておりますが、ブック方式につきましては収納受け入れができるかどうかについてコンビニ収納代行会社との協議が必要となっております。

また、収納金額につきましても日本フランチャイズチェーン協会から防犯上の観点から納付書1枚当たりの上限額を30万円とするような申し入れもありまして、取り扱い税目や納期前納付についても検討する必要があると考えております。

コンビニ収納による納税の利便性の向上は十分認識しておりますが、納付手数料やシス

テム構築等の費用対効果及び近隣市町の動向を勘案しまして、今後とも継続して検討し、結論を出したいと考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 井村議員。

○井村淳子議員 費用対効果を考えると、コンビニ納付については初期投資とか、手数料にお金がかかって、収納効果等を含めて考えても効果が期待できないので、19年度実施は無理というような答弁であったかと思えます。

以前からもそういうプリンターのこととか、パソコンの対応とか、バーコードのこととか、18年度もいろいろお聞きしまして、かなりお金がかかるということで聞いておりますが、今神戸市、洲本市、また私が紹介させていただいた鷺宮町のことも言われておりますが、まだこの先進地についても緒についたばかりであってまだまだ評価されるには至っていないのかなという気がいたします。しかし、全国にもこういうコンビニ収納というのが広がっており、始めている自治体も増えている、そういう状況であります。始めている自治体が増えているということは、やっぱり利便性の向上だけではなく収納率アップ、滞納の解消等何らかの効果が期待できる、効果があるからという面で実施に踏み切られていると考えます。

調べていただいた中では初期投資のお金がかかる割には収納の面では徴収アップもまだ効果が出てないということですが、私は今の太子町の状況からすると若い方も多いですし、お年を召した方にとっても役場に行ったり、郵便局に行ったりするのは遠いという、そういうことがきっかけでこの質問をさせていただいたんですが、近くに太子町にも多くのコンビニができておりまして、そのコンビニで時間関係なく納付書が来れば滞納分であろうと、今の分であろうと納められるというシステムができるならばいいのになというのんが、大勢の方からの意見を聞いております。以前税務課で話してましたら、

そういう声は聞かないよってということも聞きましたけれども、私は実際にどういうんか、町の窓口に行って苦情を言う人は本当に少ないと思うんですね。座してそういう意見を聞くっていうのはまれかなって思います。私たちはいろんな方の意見を聞き、また苦情を聞き、こういう要望を聞き、質問させていただいているわけですが、住民の利便性っていう点から考えたら、これからできるだけ早い時期にこのコンビニ収納については実施していただきたいなって、そういうふうに思っております。

住民の皆さんへの私も説明責任がありますので、19年度実施は無理ということですが、コンビニ納付についてこれから先、実施はとりやめるという返事ではなかった、検討しますっていう返事でありましたが、実施をされるのであればどれぐらい先延ばしにされるんか、そういうことも説明責任の上から聞いておきたいと思しますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 先ほど言いましたように、いろんな納付書とか、そういったものを基幹業務システム、現在町の方で庁内のリプレースを検討しております。そういったものが構築された段階で費用的なものはっきりしていくということでございまして、そういったものを含めまして検討させていただこうかなということでございます。少なくとも19年度中にはある程度結論が出せるということでございます。

○議長（熊谷直行） 井村議員。

○井村淳子議員 かなり長いこと時間がかかっているなっていうふうに感じております。17年、18年と来て、また19年にそういう調整をされるということで、本当ならば18年にこのことは調整をするっていうふうに当局からも聞いておりましたし、非常に残念であります。今後そういう社会の情勢を見ながら19年にまた再度そういうリプレースの関係とかを調整していただいて、できるだけ早いことし

ていただきたいなと思います。20年には実施できそうっていうふうにとってもよろしいんでしょうか。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 一つ誤解があるようで、はっきり申しておきますが、行革の検討実施といった言葉がございますが、この実施というのは結論を出すということも実施でございます、実施、そのものをするという実施じゃなくして、結論を出すということも実施ということでございます。だから、その実施というのはするということで誤解をされておるように思っておりますが、そういったことではなく、しないということの結論を出すことも実施でございます。

○議長（熊谷直行） ちょっと暫時休憩します。

（休憩 午前10時50分）

（再開 午前10時51分）

○議長（熊谷直行） 再開します。
総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 19年に結論を出すと言いましたのは、現在基幹業務システムのリプレースを18年で行うということで、本来でしたらそれをすれば結論は出ておりましたが、そういったものが若干おくれておまして、最終的に今の現状では19年にずれ込むだろうということで19年ということをおっしゃっていただきました。

○議長（熊谷直行） 井村議員。

○井村淳子議員 ちょっと20年にはどうされるんかということが気になっておるんですが、そういういろんな調整をしなければなかなかできにくいんかなって思います。

太子町はもう税の滞納もたくさんありますし、その徴収に関しても人が動くよりも反対に動いてもらって滞納分をね納めていただくような形にする方が、私は最初の初期投資はたくさんかかっても将来的には効果が出てくるんじゃないかなっていうふうに考えます。

本当にそういう太子町の新行革大綱の中には実施するかしないかを検討するという、その

ことは理解しております。ですから、そういうふうに参加を検討するっていうふうには、今インターネットでも太子町は出しておりますし、町民の方にとってはコンビニ納付についてやっぱり首を長く、いつするのかな、いつするのかなって待たれてる方もいらっしゃいますし、19年度実施や、もうすぐやっというふうにはね勘違い、私も勘違いしておりますが、そういうふうにはもうはっきりと理論的に説明ができるものを当局としても早く出していただいて、この件については先行きはこういふふうにするんだっていうのははっきりとした、明確な進路をまた早い時期に出していただくようお願いしたいと思います。

今後の社会を考えると、住民の多様なニーズにこたえられるように、コンビニ納付の実現ができるだけ早いことできるように願っています、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（熊谷直行） 以上で4番井村淳子議員の一般質問は終わりました。

次、7番橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 会派21世紀クラブ、7番橋本恭子。通告に従いまして、コミュニティバスの代替措置として交通対策について一般質問を行います。

平成16年7月から平成18年3月末日まで町内の公共公益施設の交通手段として、また高齢者や障害者、児童・生徒の皆さんの社会参加の支援など目的に太子町コミュニティバスが試行運行され、今年3月末日で運行が終了し、6カ月が過ぎました。1日平均18.2人の利用者で、平成17年12月末日には延べ7,980人でした。期間中、コミュニティバスの実施評価を得るため、年2回の全世帯アンケート調査を実施され、運行をどちらかといえば継続しなくてもよい、運行を継続しなくてもよいとの回答が過半数を占めていたので廃止に至りましたが、高齢者や障害者の方からコミュニティバスで病院や買い物に行っていて便利だった、車にも自転車にも乗れないし、長い間歩けない、家族で免許を持っていたとしてもふだ

んは仕事に行っているので病院に行けない、家族は老夫婦だけで免許がないし車もないとか、ひとり暮らしで足がない、コミュニティバスが便利だったが廃止になったので代替措置として交通対策を町に話してもらえませんかとお聞きします。

そこで、コミュニティバス廃止後の救済措置が必要と考えます。財政困難な折ですが、福祉タクシーまたは福祉バスの考えについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） この件につきましては、昨年の12月定例会におきましても同趣旨のご質問がございました。そのときのお答えは、有償サービスによります福祉バス運行につきましては車両の確保、それから維持管理費、人件費などの問題とともに財政上の制約もございまして、事業実施が難しいという内容でございました。この点につきましては、現時点でも状況というのは変わって変わらないところでございます。

また一方、福祉タクシーにつきましても近隣市町におきましては実施している団体がございます。高齢者並びに障害者にありましては一定の条件を付してタクシー利用時における助成措置等を実施できないものかといったことも検討をいたしました。研究を行いました。しかし、利用者を限定する形の個人給付型事業ということになるために、財政事情も厳しい折、そこまで行政サービスを広げるのは難しいという内容の答弁をさせていただいております。

現時点では昨年と同様の答えと、昨年お答えをいたしました範疇から変わっておりませんが、何とぞご理解をお願いする次第でございます。

○議長（熊谷直行） 橋本議員。

○橋本恭子議員 この近隣ではコミュニティバスが運行されております。そして、試行運転中は県とか国から半分の補助がありました。今現在は継続する場合は10分の1の補助とは聞いておりますが、近隣では運行されて

おります。一つ、姫路市の例をとりますと、高齢者バス等優待乗車制度を設けております。75歳以上市民の方にバス等の優待乗車カードを交付しております。そして、対象者は市内の居住する75歳以上。そして、障害者の方、手帳を持っておられない方と義務づけております。それから、交通手段としましては3つのうちどれかを選んでする制度であります。バス優待乗車証、それからJR乗車カード、山陽電車乗車カードを設けております。それから、たつの市も姫路市もですが、高齢者タクシー事業というものをしております。たつの市の場合は70歳以上の者で65歳以上の者が構成する世帯で障害者を養育する世帯がありますが、それから2点目としては所得の制限がありますが、それから3点目としては自動車を持するまたは運転する者がいない世帯と限定されておりますが、タクシー利用券でしょうか、1区間、1メーターの場合600円ぐらいですが、利用券1回500円、1枚500円の利用券をたつの市、姫路市は出されております。

それから、私の提案ですが、たつの市とか姫路市のような高齢者バス等優待乗車制度を設けるとか、それから高齢者タクシー事業に関しましてとれない場合だったら、昔というんでしょうか、旧新宮町がタクシー会社に委託し、8人乗りの福祉バスっていうんでしょうか、コミュニティバスを出したような例で、週1でも月2でもいい、そういう福祉バスのような救済措置をどうしてもする必要はあるんじゃないかと思っております。それについてのお考えをお聞かせいただきたいと思ます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 今のご指摘から申しますと、本町では隣の姫路市さんの例を今私聞かせていただいたんですが、姫路市さんと本町では町域、市域の大きな違いもございまして、それからバス路線、それから鉄道路線の市民、住民の方に提供ができる路線がもう全然延長が違うというようなことで、

姫路市さんの方式は本町にはなかなか当てはまりにくいという感じがいたしております、これまでも検討いうんですか、研究させていただいた中ではやはり福祉タクシー、今デマンドタクシーというのが全国的にも行われておるようですが、予約制の乗り合いというような形かと思えます。これらも昨年検討をさせていただいておりますが、再度繰り返しになるかと思うんですが、その利用者の範囲をどうするか、それから利用料をどうするかといった問題が直接財政上の問題との関係がどういふんですかね、越えることのできないということもございまして、個人給付型の事業という見方でもって難しいという結論といたしますか、考え方を持ったと。それについては現在もその延長線上にあるということでございます、方法のことにつきましては研究はいたしておりますが、なかなか実施については難しいというお答えになってしまうわけでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 橋本議員。

○橋本恭子議員 財政困難ということで片づけられる問題ではないかと私は思っております。

一つ、ボランティアの関係でちょっと耳にしておりますが、ちょいボラ「ひまわり」って地域通貨でボランティアの要望する方と支給いうんでしょうか、それが合えばボランティアの方でそういうドライバーが行ってくださるという措置が、今太子町のボランティアでは通貨500円なんです、そういうので組まれていることを聞いておりますが、こういうものを進めるというんでしょうか、町が財政困難だからだめだとか、そういうことばかりじゃなくって、そういうボランティアの方の力をおかりしながら弱者に対するやはり何らかの措置をとっていただけるような方向でお願いしたいと思えます。

最後に、平成18年度施政方針で町長が述べられましたが、この町にずっと住み続けたいというような実感を皆さんが持っていた

けるようなまちづくりにしたいということでしたので、福祉サービス充実のため高齢者タクシー事業を実施か、タクシー会社委託でもよいから福祉バス実施を希望し、一般質問を終わります。

○議長（熊谷直行） 以上で7番橋本恭子議員の一般質問は終わりました。

次、2番服部千秋議員。

○服部千秋議員 失礼いたします。2番服部千秋、通告に従って質問をいたします。

1、町公共施設周辺の街灯は十分確保されているか。

各自治会や道路の街灯の設置の仕方について、自治会の要望を基本に当局が設置されたり、また自治会で設置される場合もあることは承知している。今日は主に町公共施設とその周辺の街灯に焦点を当てて質問する。したがって、教育委員会を中心にお答えいただきたい。その他の部でも答えられる部があれば、回答をお願いしたい。

特に最近、夜中に事件が起こることも全国的にあるので、公共施設敷地内の建物の外の明かり対策及びその周辺道路等の明かり対策についての基本的な考え方が当局としてあれば、その点も伺いたい。

学校、公民館、公園等の建物の外の明かりは時々夜も含めて点検し、住民の利用上安心、安全は確保されているか。

それらの町公共施設だけでなく、その周辺も含めて、特に暗くなってからの安全確保について行政が十分配慮しているか。

特にその中で私は図書館周辺の通路が暗いと思っている。金曜日には午後8時まで開館されており、私も利用して帰る際、駐車場へ歩いていくとき、どこが道なのだろうかと注意しながら駐車場へ歩いていったことがある。そこで、図書館から東の駐車場へ行く通路、西へ行く通路に街灯をつけ、駐車場への帰りの道路の安心、安全の確保をお願いすることが図書館を利用される町民にとって大切であると判断し、このことを強く要望したいが、いかがか。

教育部局以外の部（課）の所管（公園内や公園周辺、また学校等の公共施設につながる道路等）で、この点についてこういう方針で取り組んでいきたいと回答できる部長があれば回答をいただきたいが、いかがか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

学校園、公民館等の施設につきましては、すべてで街灯は設置済みでございます。一部生徒指導上消灯している箇所もございますが、それ以外は感知式あるいはタイマー設置等により点灯いたしております。社会開放などで学校も夜間開放いたしておりますが、現在のところ問題なく利用をいただいております。

また、球切れなどの点検は施設管理者の目視によって行っております。

次に、図書館から駐車場までの間についてでございますが、ご指摘のとおり通路の一部で照明が不足しているという箇所があることは認識いたしております。解消に向けましては、手法も含めまして検討をしていきたいというふうに考えております。

以上、よろしくお願いします。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） それでは、公園関係の件でご説明申し上げます。

まず、公園の中に今公園灯といいますが、園路灯を一般的に設置するわけでございますけども、これはあくまで公園の夜間利用者のために設置されるものでございます。ですから、散策をされるとか、またジョギングとか、そういうことで基本的には園路とか、そういうところを中心に設置されているといったことございまして、一部防犯灯も兼ねているところもあるかとは思いますが、基本的には公園利用者のために設置するといったことでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 ありがとうございます。今次長がお答えいただいた中で、ちょっと後の方でお答えになったこと、ちょっとよくわからなかったのもう一回説明いただきたいんですが、解消についても手法を含めてとか何かおっしゃったような気がするんですが、ちょっと意味がわからなかったのもう一回説明いただきたいのと、それから経済建設部長にお尋ねしたいんですが、公園の中で夜中もずっとついているところとそれからタイマーを使って何時までに切れるとかいうところとかあるんですが、このあたりの基本的な、なぜそうなっているのかという違いを今もしご説明いただけることが可能でしたらお願いします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 通路のことですけど、私も夜暗うなりましてから確認いたしましたところ、確かに2カ所暗いところ、照明不足がございますので、その方法としまして今服部議員の方からは街灯というお話も出たわけでございますけれども、その街灯、高さに足元照明、もうちょっと上のがいいんか、また木が大分茂っております関係上、木を本来伐採といいましょうか、剪定等だけで、そういうことだけで済むんか、そこら辺の手法ですね。どういう考え方が一番いいんだろうなということをあわせて考えていきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 照明の時間といたしますが、夜の間のことでございますけども、基本的には特に決めはなかったように思います。しかし、利用者が利用される中で、やはりその中心部といたしますか、そういうところにつきましては日没から日の出までといったようなことでセットというんですか、設置されてるといったふうに考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 ありがとうございます。私

は本町は近隣に比べて街灯等は本町の方がよく整備されていると思っており、本町の実績については評価しております。

また、明々とつけてくださいということで今回申し上げているのではありませんけれども、見える程度の明かりをつけていた方が安心、安全かなというところが万一今後見つかるようでしたら即座に対応されることを要望したいと思います。特に図書館の通路の件については、必ずお願いしたいと思っております。

それから、中学生から聞いたことも、あるいは親からも聞いたこともあるんですが、これどこまでするかというと非常に難しい問題があるんですけど、学校から帰りのときに、クラブ活動を終えて家に帰るときに暗くて、その子は女の子でしたけど、怖いんやということをおっしゃった方もおられます。どこまでというのは非常に難しいんですけども、こういうことについても今後万一事故が起きると困りますので、あわせて今後ご検討いただければということを要望いたしまして、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊谷直行） 以上で2番服部千秋議員の一般質問は終わりました。

次、16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 通告の順に一般質問を行います。

最初に、地方自治法の改正が行われて、これは本年6月7日に公布された法律であります。19年の4月1日施行するという方向でほぼ動いているわけにありますけれども、この法律改正を受けて執行機関としての今後の対応について伺いたいと思うんですが、その一つは主な改正の中で助役制度、いわゆる副知事、助役制度の見直してということで、市町村の助役にかえて副市町村長を置くということについてですが、このこととそれから出納長及び収入役制度の見直しで出納長及び収入役を廃止して会計管理者を置くと、それから監査委員の制度の見直しで識見を有する者が

ら選任する監査委員については条例でその数を増加することができるという、主にそれらのことについて町としてどういうふう to 今後この法律改正を受けて取り組むかということについて説明を求めたいと思います。

それから、第2の議会制度の充実にに関する事項があるわけですが、この件は当然議会が主体性を持って改正に当たり、これに対応するということは大事なことですけれども、当然のことなんです、当局として議会のこれらの改正項目についてどう受けとめておるか、またどう協力していくということが大事でありますから、その協力関係についてただしたいと思うんですが、一つは議会の全体の機能として全面的に調査をし、政策立案に向けて取り組むということは非常に困難な面も、町長部局と比べれば困難な分があるわけですが、専門的知見の活用に関する事項があります。それは議会が議案の審査または事務に関する調査のために必要な専門的事項については調査を学識経験を有する者にさせることができる、それもまた複数で対応することもできるというふうに変ってきているわけですが、これについての受けとめと対応。

それから、臨時会の招集請求権というのが、これまでは議員の定数の4分の1以上の者が念書で要求したときに町は次の議会までに会議を開かなければならないということでありましたが、今度は議長が議会運営委員会の議決を経て臨時会の請求事件を示して臨時会の請求をしたときには20日以内に会議を開かなければならないと、また4分の1の者が請求した場合も同様に20日以内に開かなければならないというふう to 少し積極面が出ているわけですが、これももちろん議会が行うことではありますが、町は速やかに20日を待たずに会議を開く、急ぐことが非常に多いという問題もありますし、ですから20日を待たずに、20日以内ということを持たずに会議を開く、そういう姿勢があるかどうか。

それから、大きな改正点としては議会関係では委員会制度に関する事項があります。これは議員が常任委員会に所属する場合に所属制限が廃止をされまして、1人の議員は少なくとも1の常任委員会には所属しなければならない、しかし複数の委員会に所属をすることもできると、こういうふうに変わりました。それには委員会の数、今本町では3常任委員会を持っているわけですが、これらの所掌所管事務について町当局と大きく関係をしてくるんですけれども、今日の状況また所管事務調査がさらに進行しなければならないと思うんです。その改正点にさらに常任委員会とか議会運営委員会、特別委員会が議会が議決すべき事件のうちで、その部門に属する団体の事務に関するものについては議会に議案を提出することができると。これは非常に積極面として出ているわけなんですけれども、これらのことを二代表制のもとで、当然議会は大きな地方自治に関する責任があるわけですから、これを実施していくっていうことには当局がより積極的にこれらにこたえていかなければならないと思うんですが、そういう立場にあるかどうか。ないとは言わないと思うんですが、どうなのか説明を求めたいと思います。

これまでの改正の中で定例会の開催回数の問題があります。これは条例で定める回数を開くということに変わっているわけです。議会の方では少なくとも今の4回を5回にということで一定の合意を得て進めようとしたわけですが、当局側にとっては非常にこれらの定例会を開くことに渋る対応が出ておりました。しかし、これも先ほど言いましたように二代表制のもとでより議会が政策提言やら批判、監視を強めていくという点では重要な改正点でありますし、また積極的な活用が必要であります。そういう点で、当局の議会に対する基本的姿勢について説明を求めます。

監査委員の関係では、これまでの改正の中で外部監査に委嘱する問題もあります。これらについても当局はこれまで何回か本席でも

外部監査の委嘱の問題を論議をしましてまいりましたが、これに対する対応は鈍いものであります。これについてもさらに発展させる必要があるのではないかとこのように考えますが、いかがか、説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 地方自治法の改正を受けまして執行機関としての今後の対応ということでございますが、先ほど言われました助役制度の見直し、収入役制度の廃止ということでございますが、こういったものにつきましては法の制度趣旨にのっとり12月議会に改正をする予定でございます。

それと、議会関係の方でございますが、議会の方につきましては現在議会運営委員会の方でそういったものについての協議がなされているということをお聞きしております。そういったものがある程度取りまとめをされましたら、当局の方につきましても協議というんですか、そういったものもあろうかと思っております。そういった中で今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 私は先ほど伺っておりますのは、後の議会の関係では今確かに取りまとめて方針を出し、また条例提案をしなければならぬということになってくるわけですが、これらに実際上の議会を尊重すると、こういう姿勢で対応するかどうかを聞いているんです。すべて、今尋ねましたことについてね。そのことがなければ、当局の見解を求めないとこれができないとかという議員もおります。本当は議会の主体性で決め、また本当に先ほども言われるように協議をする、真摯に協議をして、方向を決める。それは協力、共同しなければならない問題ですが、議員の中にも不安を言う者もおるわけですから、私はそういう点で当局側がすべてにわたってこういう改正を歓迎し、協力体制にあるかどうかを確認しよんですね。わかります。

それから、監査委員制度は前から変わって

きておりますので、これも町の場合は今回の改正でもいわゆる識見を有する者を増やすという気はないということなんでしょうか。そして、なぜかということが説明されなければならない。で、わざわざ監査委員のことも言いました。

助役、収入役については、12月定例会でこの制度に基づいて条例で改正する。いわゆる副市町村長の場合は条例で定数を定めるところというふうになりますし、それに対する対応も今検討をされているのかどうか分かりませんが、その説明を求めたいと思います。

助役、収入役の問題では合併協から離脱する際の住民集会で収入役の廃止を公言したんですが、その履行はいまだに得られない。私は収入役だけではなくて助役も廃止すべきではないかと、このように思うんです。といいますのは、重要事項の執行において責任分担という聞こえのよいことの陰で不祥事等には責任が転嫁される傾向にあり、また各地ではそのしっぽ切りにつながるケースが見られるわけでありまして。これらをしっかりと踏まえてみますと、首長の責任を明確にする上からもうこういう中間職は必要がないんじゃないかと、こう考えますが、いかがか。その点、説明を求めたいと思います。

議会の関係のものでは、常任委員会の問題とそれから定例会の開催回数の問題があります。定例会の開催回数というのは非常に今度の臨時会の招集権が付与されることになったわけですが、臨時会と違って定例会は年間の業務執行計画、予算に基づく執行計画を遂行する上で議会の議決すべき事件について計画的に執行すべき事件を遅滞なく議会に付議すると、そういう点から現行の4よりも開催回数がきちっと定められて数が多い方が提案回数も増えるし、計画的に執行ができるということになるわけでありまして。そして、効率化も図れる。このように考えます。ただ、一方で定例会ですから、議会の方では当然会議規則に定める一般質問というのが出てまいります。そうなりますと、その準備の

ために時間がかかるとこういうふうな答えを今までにしているわけですが、本当はやっぱり行政執行の中身やら計画性、さらには提言の機会を含めて二代表制を本当に大事にするなら、これらのことについても尊重をするべきだと思うんですが、いかがかと。

いろんな諮問の問題がありますけれども、議会の意見を聞くということは議会の権限の中に長からの諮問ということもあるわけですから、これらのこともしっかりと行う気があれば、これらのこともさらに前進させる必要があると共通認識に立つのではないかと、こう思うんですが、いかがか。

それから、常任委員会が先ほど言いましたが、常任委員会がその事務に関する団体の事務について議案の提案をするということができるようになるわけですが、これをより積極的に活用することは議会に課せられた使命であり、また大事な責務だと思います。そういう面からいきますと、情報の公開、提供、要求する情報が共有される、いわゆる成熟段階にある情報を共有しないといけない問題もあるわけですね。これらについての対応についてもあわせて説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） 私の方からお答えします。

先ほど来この改正についてのご質問をちょうだいいたしておるわけですが、まず先ほど総務部長が答えましたように今る調整を進めておるところでございますが、その中でやはり収入役制度の問題につきましては、収入役につきましては私も前回にも約束をいたしておりますように廃止するというところで、今の収入役さんの任期をもって廃止するという考えでございます。これにつきましては今回の6月7日の制度改正によりましてはその一文は載っておりますので、それに沿って私は法改正をしていきたいとこのように思っております。

助役制度につきましては、やはり私は副町長ということで置きたいとこのように考えて

おりますが、るるにつままして監査委員のご指摘もございました。この中では、今時の改正では町村では定数に議員から監査委員1名という制度の見直しがなされておりますが、そうしたるるにつまましては今後調整を進めていきたいとこのように考えております。

それからもう一点、議会の関係でございますが、この件につまましてはやはり議会の中で十二分に協議をしていただきまして、そして私ども町行政の方ともそうした内容の精査をしていくべき必要があろうとこのように考えております。先ほど、来所管事務の調査また定例会の回数のあり方等々も言われておりますが、その中では今時常任委員会に所属する複数制といいますが、ダブルって兼任できるというようなことも言われております。もろもろの件につまましては、そうした議会の考え方も尊重しながらお互い協議を重ねるべきではないかとこのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 そういうふうに分多おっしゃると思いますが、私は部制の問題とあわせて検討をせよというふうに思います。といいますのは、いわゆる責任の分散をすることは結局は責任をとるところがはっきりしないということであり、部制を維持するならば特別職を置かないことこそ大事かと思えます。そういう点についての見解、対応について求めます。

任期の問題と廃止と言ったことは履行いうのはもっと大事じゃないですか。言ったらすぐに始めることの方が大事やというふうに住民の皆さんもおっしゃる、私もそう思います。その点の対応についても再度伺いたいと思います。

それから、常任委員会の所属関係はもちろん議会が、先ほど、何回も言いますが、議会の関係は議会が決める、そして協議をする、それがもう当たり前なことなんですけれども、町側にそれを尊重する意思があったらそれで確認させていただきますが、常任委員会

の議案を提出するということは地方自治法の109条に基づく所管事務調査をより徹底をさせた上でということになるわけですが、これらのときにより一層情報が共有できないと、行政情報全体が共有できないといけない。また、先ほども言いましたように議会と町が車の両輪とよく言われますけれども、この車の両輪として町を支え、住民自治を推進していく、安全、安心のまちづくりを進める、そういう面からもこれらの情報の提供がしっかりと裏づけられないといけないと思うんですが、その点について対応を求めます。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） まず組織の問題をご提言いただいておりますが、私自身やはり行政職員として一つの部長、階級制度でございますし、その中で地方公務員として全職員がそうした地公法にのっとってですね、その重荷というのは十分に認識しなければいけないとこのように考えておりますので、たとえ部制度があるからどうこうという機構の問題ではないとこのように考えております。

それからまた、収入役の任期の対応というところでございますが、やはりこれも今現在では4年という任期がございます。そうした中での対応でございますので、その点をご理解お願いしたいと思います。

そしてまた、常任委員会からの議案の提案等々の問題につまましては、やはり内容的にお互いが協力し合わなければいけない点は考える必要があろうと、やはり町執行機関と議会というのは関連がございますので、そうした面はお互いに考え合わなければいけないとこのように考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 今説明がありますように、常任委員会については、そのほかのことはまた今後伺いますが、常任委員会のことについては能動調査を行いながら提案をしていく、その能動調査の中に当局の協力がなければ実質的な情報収集に至難なこともあります。そ

ういう点を含めた当局の対応を聞いているので、それはまた後に伺いたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

格差社会への対応であります。今本当に通告でも指摘をしておりますように若者にとっては一応最近是有効求人倍率も少し上がってきたという報道、それから高校生の募集ということも少し増えたというような報道もあるわけですが、若者の3人に1人は非正規雇用とこういうような状況が今日長い間そうになっているわけでありまして、高齢者、障害者、これは介護保険もそうなんですが、いわゆる年金者に対しては定率減税の廃止等を含めて非常な税負担の強化があります。障害者も自立支援法の中では利用料の負担の1割の問題を含めてですね、非常に負担が心配だということで声が上がっているわけですが、これらの負担増が実際にこの格差社会と言われる言葉、これで現実に格差社会を生んでいると、また拡大をしているというようなことでありますが、これらの格差を解消するための支援策、これはいわゆる税に対する減免の問題、また利用料の減免の問題等、また補助も含めた何らかの上乗せ、横出しの措置をとっているところもあるわけですし、本町においてもこれらの対応で格差社会を是正するということが必要ではないかと、そういう面での対応策について町の対応姿勢なり、取り組みを説明願いたい。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） それでは、私の方から非正規雇用者の増加ということにつきましてお答えいたします。

この件につきましては、基本的には雇用問題といたしますのは労働行政ですけども、本来やはり国や県が主力となっていく分野でございます。町としましてもやはりできることということで、住民の働く場所とか、雇用の場をつくり出すことがまず必要だと考えておりますけれども、太子町としましたらそのため地元商工会と協力しながら考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 高齢者、障害者等の負担増を始めとした格差の拡大ということでございますが、格差社会、格差論争とございますのが今巷間盛んに言われております。私も見聞きする範囲ではいろんな認識、さまざまな認識があるなど、国の内閣府が言っている言葉につきましてもそういうこともあるかというふうにとっておりますが、当然各世論調査を見ましても、やはりかなり高い率での所得格差が広がっているという認識が世論調査では出ているようでございます。

そこで、今桜井議員さんからの対応についてのお尋ねでございますが、当然法律に基づいたところの施策を展開をしていかなければなりませんが、先ほどのその国の考え等を見ますと、やはり個々高齢社会の進行に合わせてある程度の負担の増を、これは避けたいという見通しから持続可能な制度の設計という基本でもってそういった社会保障制度等も制度設計がなされているようでございます。当然私が思いますのには、給付の抑制と自己負担の増という2つの言葉とございますが、が今回一連の抜本的な諸制度改正の根拠を位置づけているというふうに思っております。

一部負担につきましても、法ではああいう規定がされておりますが、当然同時に各種軽減措置というのも講じられております。当然この法の成立以前と比べますと、やはり自己負担といった部分が増になっておるわけでございますけれども、法律の方でも軽減措置を設けられておりますし、市町村事業と位置づけられております自立支援法の関係で申しますと、地域生活支援事業等につきましても、本町では引き続き軽減の方向で予定をいたしております。できるだけ負担が増加しないようにということで県も考えておるわけですし、本町におきましても市町村事業と位置づけられるものについては最大限考えたいというふうに思っておりますが、根拠をなす法律でございますので、その法律の運用につきま

してはただいま議員さんご指摘の上乗せ、横出しといった例を言われましたんですが、現在のところ法の上乗せといったことは考えておらないところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 今ね全国的にもそうなんです、本町でも一つの傾向が見られると思うんですが、生活保護費の問題でも非常に厳しい手順でマニュアルをもって打ち切りなりをすると、申請しても認めないような方向で出てきているために自殺者も増えているわけですね。これが一つの格差社会の最たるもので、憲法25条に示す問題でもあるわけです。

また一方、この増税策によって6月末の本町の滞納繰越分の収納率のご案内のとおりだと思うんですが、あえて言いますと町民税個人で調定額は13億6,864万3,766円、収入済額は226万8,306円。当然収入未済は1億1,538万2,966円と収納率は1.9%だと。これが現実ですね。それから国民健康保険税、介護分と合わせてみましても、滞納分ですよ、今言うたのはすべて。滞納分の調定額が1億9,699万5,896円に対して収入済額は598万4,166円で、収入未済は1億9,101万1,731円で収納率3%とこういう状況が生じる。これまでもこういう状況があったわけですし、さらに高齢者負担の問題から今言いましたような負担の増大によってなお一層生活苦が進行をしておると。で、格差社会をより増長させておるといような状況があると思うんですね。

そういう中での救済策、生活を支援することによって初めて太子町にいつまでも住み続けたいようなという、先ほどの質問がありましたようなことに、私も前にもたしましたし、それらのことがいわゆる温かい町でなければならない。そういう面で先ほどのお話、横出しの問題を言っているわけです。一定のことがあればまだ少しましなんです、太子町は制度そのものをそのままいく、県と。県の制度にそのままいくような形、それ

は特徴も何もないわけです。独自性もないわけです。それらの独自性があるって住みよい町と評価されるところがあると思うんですね。違いますか。

一方ですね堀江貴文、きょうあれが公判のあるわけですが、彼やら村上世彰っていう平成の錬金術師と言われるようなところでは、逮捕、起訴されて保釈金は5億円をぽんと出せると。そういうものを生み出している反面、片一方ではこういう生活保護を打ち切られるような状況が生まれている。それが一層格差社会を助長しとんだと。違いますかね。それは町内においても言えるんじゃないかと思うんですが、その点いかがか。

たまたま8月28日に第一生命経済研究所というのが、子育て支援の問題でもこれは伺っていきたくと思うんですが、子育て負担と経済格差と題するレポートをまとめているわけですが、非正規社員では子供2人は無理やと。これ、ごらんになりましたかね。

そういう情報は全然報道から確認はしていないのかどうか。それも行政が日がの情報をしっかりつかむということは大事なんですけど、そういう点はつかんでおるのかどうか。これは一般新聞で報道され、多分神戸新聞だったと思いますが、この報道をしております。その中で示しているのが、生涯平均賃金の5割が養育費になっておるといようなふうに書いてます。現実にはそうだと思います、そういう状況の中では。だから、そういうようなことに対して本当に真摯に受けとめて行政が対応すること、これこそ政治やないですか、いかがですか。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） 先ほど桜井議員さんの方からは生活保護関連からいろいろとご質問をちょうだいいたしておりますが、やはり私もこの生活保護につきましてもそうした確固たる費用算定のもとでこうした制度がなされておるといところでございますので、どういたしますか、それを緩めるといいますか、どんどん助長していくというのはいかがなも

のかとこのように思いますが、しかしこうした昨今の経済情勢等々をかんがみってみますと、これもやはりいたし方ないんじゃないかとこのように考えております。

そうした中、町独自の支援対策、方策等々もということでございますが、やはり私ども地方末端行政にとりましても財源等、自己財源を確保しなければならないところでございまして、交付税等々もどんどん下がる中で、やはり独自の財源は確保していかなければならない、その中でやはり大きな独自の助成ができるかという難しい問題になってこよとこのように思います。

やはり国、県、そうした制度に乗ってですね、その中での対応は私はこれはやむを得ないんじゃないかとこのように思っております。その反面で、やはりソフト面でご支援ができるところはさせていきたいとこのように思います。

また、こうした景気低迷のときでございます。子育て関係、2名には達しておりません。若い世代では1.3人程度ですか、そうした状況であろうとこのよう思っております。やはり教育費等々の高騰もあろうかと思いますが、やはりその中でお互いが考え合わなければいけないんじゃないかと。私も歳入がない中で大きく行政を展開するというのは、これは到底できるものではございません。ご承知のとおり、北海道の夕張等々の件もでございます。やはり私自身は慎重なる行政運営を執行していきたいとこのように考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 先ほど言われている国、県の制度というのは、それはもう国が定めた制度、また県が定めた制度、それとそのまま受けて市町村が負担する制度ということの中でやることについて、これは当たり前のことです。その当たり前のことから前進させるということ、その財源は後でも言います入札制度の改善などを含めて、また人事の問題も含め

て私は特別職の廃止っていうことを言っているように、これらの行財政の中身として改革をして、それらを充当させていくような姿勢こそ見せないと、自立のまちづくりと言えないというふうに思うんですよ。そういう点ではいかがですか。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） おっしゃるとおりでございますが、しかし私どもも手をこまねているわけでもございません。行財政改革にも今着手し、順調にそうした成果は私は上げておるとこのように思います。そうした面はどんどん進めるべき点は進めていきたいとこのように思います。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 次の質問……。

○議長（熊谷直行） いや、もう入るんだったら……。

○桜井公晴議員 次の質問へ入ります。

○議長（熊谷直行） 質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時54分）

（再開 午後1時00分）

○議長（熊谷直行） 休憩前に引き続き会議を開きます。

桜井議員、続けて質疑をお願いします。

○桜井公晴議員 引き続きまして、第3の質問に移りたいと思います。

住民との協働のまちづくりについて伺います。

このことにつきましては、私ども議員有志5名で実は先日北海道のニセコ町と札幌を挟んで東の栗山町っていう町を視察をしてきたわけでありまして、2つの町ともに合併を志向せずに単独、自立のまちづくりを進める町であります。

ニセコ町の場合は当初から行政主導っていうことが続きまして、といいますのはまちづくり基本条例などをもって住民が参加するまちづくりを全国に先駆けて条例を定めて進めてきたわけでありまして、その中で通告でも

指摘をしておりますが、議会の存在ってということがどうかということで、私も関心を持っておりまして、その役割と責務というのは重大であるという点からいろいろ伺いたいこともあり、町の様子も知りたいということで行ったわけではありますが、やはりその反省として議会の役割と責務を条例に追加をしたということであります。その意味でいきますと、ニセコ町の方が栗山町よりも先進と言っているのではないかなと思います。

しかし、その条例施行の実態という点ではまた差異があるわけではありますが、栗山町は全国に名をはせましたのが議会が議会として機能していく、さきには住民に対する説明責任を果たすための住民説明報告会、懇談会、こういうものを行って全国的にも評価を受けたわけです。

ニセコの場合は視察がその当時から絶えなかったわけではありますが、栗山についても私もが行ったときには2つの町から同じように視察に見えるというほど視察が多いということになっておりますが、2つの町とも住民自治を基本に行政、議会ともに切磋琢磨をして、自立に向けた行財政改革に真摯に取り組んでおったと思います。その点に学ぶべき点が非常に多かったように思うのであります。

そこで、大事なことは住民が参加をするまちづくりを進める上で再三申し上げますけれども、情報等を共有をして、そして協働のまちづくりを進めるということが大事であるし、2つの町ともこの点では共通して実践をしておると。そして、さらに大切なのは、結果が出てしまった情報よりもこれからやろうとすることに対する情報を積極的に提供、公開をして、その熟成段階における住民の参加を得るということがやられているわけです。このことを本町でも当然取り入れないと、住民参加、住民協働という協働のまちづくりといっても絵にかいたもちと同じで、住民側から言えば絵にかいたもちで、参加を口にしていだけで実質参加ができないというような

ことではないかとか考えるんですが、その点について対応を伺いたいと思います。

それから、これらの町で共通していることの大きなものとして私が受け取ったのは、住民にとって何が必要か、何がよいか、それは住民との対話を通じて出てくることが、必要であると考えることについては速やかにすぐに実施をするという視点があるように思います。そしてまた、その実現のために議会並びに当局双方ともに真摯に取り組んでいるということだと思うんですが、本町はこれからしっかり学んで自立のまちづくりを推進することが今求められているのではないかとこのように考えるんですが、これらのことについて説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） それでは、2つの質問に対しまして回答させていただきます。

今日の行政運営におきましては住民等への説明責任を果たし、公正の確保と透明性の向上を図るということは一層必要であります。このため、情報公開条例やパブリックコメント手続制度の積極的な活用等行うとともに、行政改革大綱に基づく成果、また各種審議会の審議内容につきましても速やかにホームページや広報、また住民参加機会等を通じて町民の皆様によりわかりやすい形の公表に努めております。そのためにはさらなる計画的な行政改革を継続いたしまして推進していくこと、それと行政情報の公開等説明責任の確保をしていくこと、さらには個々の職員の意識改革による総体的な政策形成能力の向上を図ることが町民の皆様のご理解、ご協力を得ることであり、住民主体の参画、協働への第一主義と考えております。

そして、住民にとってよいと思うこと、必要であると考えたことをすぐに実施するという視点が大切であろうとのご質問でございますが、北海道栗山町におかれましては4年半に及んだ議会改革、議会活性化等のさまざまな取り組みの中で住民との話し合いの機会を

幅を持たせて安定的に持続させ、住民との約束という意味で具体的な形を持った条例化に進まれたものであります。また、制定されました基本条例につきましては、8割以上の取り組み事項がこの4年半におきまして実践を重ねられたということでございます。

地域協働を進め、主体的な自立へのまちづくりに取り組みを進める上におきましては、住民にとってよいと思うこと、必要であると考えことを実施していこうという視点を持つことは大切なことであります。ただ、適切な実施、実行ということにつきましては事前の確実な検証、その応分の期間も必要だろうと考えております。基本的には確実に一步一步地道に積み上げていくこと、実践していくことが大切なことであろうと考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 情報の問題で、先ほども部長が説明しているような条例というような範疇を超えてますよ、ここらは。条例で縛ることじゃない。必要な情報は大いに使ってくださいと、言ってくださいよというような立場でやっていると。そこに差がありません。公開条例を使ってどうこうやないんですよ。条例はありますけれども、そういうものでない。

で、特にニセコの場合はファイリングシステムを徹底させて、いつでも必要な情報を提供できるようにしていると。そして、役場の向いに町民図書室を設けて、そこで情報を提供するように機能をさせておると。こういうような町なんです。ほんで、まあ、ここは羊蹄山のふもとで非常に広い、集落も点在し、住民も点在しているんだけど、そこへ行けばすべての情報が得られる。さらに、職員もここではそれぞれの机上で仕事をしておりますけれども、それぞれの机はきれいです。というのは、ファイリングで情報を共有しているから、だれでも、どういう形ででも仕事が、だれかが休んでも仕事が持続できるとい

うような、こういう取り組みしてるんですね。大事なことです。職員が情報を共有し得るようにしないと前へ行かないし、住民に情報をそれを出すいうてもわかりにくくなります。それがニセコの場合はやはり住民基本条例を、まちづくりの基本条例を早く制定して実践した町だけあると思うんですね。それを使う、使わんは住民であり、また議会の議員もそうなんですけど、使う、使わないは、選択するのは議会なり住民です。しかし、行政はそれらを積極的に生情報を公開できるようにしておくこと、参加を得るためにはそういうことが必要だということです。そういう点ではいかがですかということ。

それから、議会も、また行政も精いっぱいこれらの条例をつくって、その条例に縛られるということで積極的に住民参加のまちづくりを進める。全国に名をはせるということは、その責任があるということで進めているということが言えると思うんです。そして、安全、安心のまちづくりをやっぱり競争しながら住民自治を実践しているというところに差異があるように思うんです。誇って太子町はそれが言えますかということもあわせて伺いたいと思います。

今後の対応についても伺います。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 現在太子町におきましては先ほど言いました情報公開条例、パブリックコメント手続といった制度の中で情報公開して、町民とともに協働をするといった形をとらせていただいております。熟成段階の情報を提供することになれば、もっともっと内容的に精査していく必要もありまして、混乱を招く場合もありますので、現在のところはただいま制定しております条例に基づきまして情報公開を行うということでございます。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 案外といろいろと言うているけれど、やる気が見られないということですね、太子町の場合は。自立のまちづくりを

しようと思たら、そのぐらい大切やし、競争しながら他の行政内容を比較検討しながら太子町では何ができるのかというようなことをしっかり行政内でも検証をしてやっていく姿勢に欠けとるように思います。後々また追及します。

次に、移ります。

東芝関係の新規事業についてであります。これはキャノンとの共同合弁的な企業を発足されて事業を行うということで、もうかなり久しくなるわけですが、この事業がどのように進捗をしたらいいのかという点では、住民の中には全くそれこそ情報も見られないわけですね。一方ではこういうことの中でプラズマを含めてテレビ等が非常に競争の渦中にあるというような中で、どういうふうになっとなるのかというて私に聞く人もあるわけです。しかし、私がそれらの情報を知るよしもないわけで、これらの進捗の状況について町がどれだけつかんでおるか、そしてその中に何らかの提言なりをしているかどうかの問題であります。

その中で、まず進捗状況の説明とそれから公害防止の、私は何回も言いますが、新しい事業が起こされるときには必ずここで使われる工程を含めた使用物質等についてもしっかり事前にキャッチをして、情報を求めて、そして防止協定を結ぶことが後々に住民に安心、安全を保証するということになるわけですから、このことを求めているわけですが、今日の段階でどこまでの協議が行われておるのか、それらについても説明を求めたい。

あそこは前にも申し上げておりますように、汚染物質の土壌が埋蔵されているようなところありますから、これらがどこどこへどれだけの量が搬出されて、どのように処理をされたのか、それらについても搬出先の原因者の本町の行政対応が必要でありますので、その点についても説明を求めます。

あわせて、新規事業というのは雇用の拡大ということが期待されるわけでありまして

ども、現実に関係でどこまでの新規雇用が確保できるのか、それについてもしっかり押さえる必要があると思うんですね。その点はどうか、説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、キャノンとの事業の進捗状況でございますが、現時点におきましてはSED新工場の概要につきましてはプレス公表された範囲の概要、1,800億円の規模の設備投資、それと1,300人相当の雇用予定ということをお聞きしているのみでありまして、それ以上のことにつきましては現在我々の方ではわかっておりません。ただ、新工場予定地の更地化工事が9月末をもって完了されるとお聞きしている程度で、今後順次新工場建設に係る概要の説明、さらに行政手続の調整開始等が連絡いただけるものと考えております。ただ、SEDの量産、市場流通体制につきましては2008年の北京オリンピックを目途とされているということをお聞きしております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 公害防止協定の関係のご質問でございますが、新規事業に関します公害防止の事前協議等につきましては新工場の敷地、形態等概要についてまだ不透明ということでございまして、まだ事前協議等には入っておりません。今後の方向を見きわめながら協議をしていくことになろうというふうには考えております。また、現在のところ兵庫県、県が当事者として協定に参加をする方向で事務的な打ち合わせをしておるという状況でございます。

それと、土壌の搬出の先の関係でございますが、これまで搬出の量等につきましては委員会の方で報告をさせてもらったというところにあるんですが、具体の搬出先、工場というようなところも委員会の方でもございました。私どもの方も東芝さんの方にはその旨を言っておるんですが、具体の工場先等についての回答はございません。そういう状況で

ざいます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 これね、雇用の問題もせんだって松下のナショナルの関係で尼崎に92億円ですかね、県が。東芝の場合は54億円と言われてるんです。町の方も市の方も固定資産税等の支援を行うというような形になっておりますが、雇用関係では松下の場合は98%を非正規雇用で対応しよう。こういうようなことが報道されて、これでは県会でも大きく問題になって、最近では2割は正規の雇用を確保すると、こういうようなことを約束しているようですけれども、東芝の場合は一応1,300と言ってるけれども、これらの雇用関係についてはどういう対応をしようとしているかもつかんで、また要求をしていくことが大事やと思うんですね。そこがどうかということ。

それから、公害防止協定の関係では、事前に必要な情報を提供させてということ言うてるんです。向こうから言うてくるのを待つようなことでは手おくれになるということが、今までの公害関係の問題点だということを町は認識すべきだと思うんですがね。そういう点からつかんできちっと対応をすること。

それから、土壤についてもしっかり情報を提供させること。言うてこないから知らんでは済まされない問題があると思うんです。それらについて再度説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） この問題は新聞発表されてから相当年月がたってきております。そうした中で私が聞いておりますのが、やはり平塚工場の方で試作がなされるということを知っているんですが、まだその試作製品がラインに載っておりません。月産3,000台程度を試作して、それで量産体制に入るということを聞いておりましたんですが、まだ平塚の方ではそうした試作がなされていないということを知っておりますが、しかしラインの組み

立てまでは現在進められておるということはお聞きしておりますが、いつ試作に取りかかるかいうところまでは聞き及んでないというところでございます。

そうした中で東芝さん自体も、東芝じゃない、S E D株式会社自体もやはり北京オリンピックまでに何とかラインに載せたいと、流通体制を整えたいということは言われておりますが、今既に協議が進んでおるのは電気系統のみが協議が進んでおるというところで、私どもこの太子工場です、どの程度の建屋が1期で一遍にやられるか、2期に分けられるかというのやはりまだ模索中であるということで、これから土地の整地ができる段階でそうしたものが県、町と協議がなされてこようこのように思っております。

先ほど来公害防止協定の件もご質問ちょうだいいたしておりますが、この件につきましてもまだどの程度の規模の工場が立ち上げられるかというようなこともわかっておりません。その中での公害防止協定というのはなかなか難しい問題ではないかこのように思います。そうした点、十分に情報をキャッチしながら県と共同でこの誘致、またいろいろな対策についても考えて、相談をしていきたいとこのように思います。

雇用の件にも触れていただきました。今のところは1,300人程度ということを知っておりますが、その人間的な雇用体制等々はまだ相談等々はございません。また、話によりますと今各地に行っていっていらっしゃる現従業員の皆さん方のこちらへの雇用ということも考えあわせてですね、最終的に何人の新規雇用が確保されるのかということまではいっておりませんので、そうした面は十分私どもも関心を持ち、またS E D株式会社の方とも協議は進めていきたいとこのように思います。

いずれにしても、そうした図面等々が提示されない、まだされておられません。やはりそうしたものが提示されて初めてそうした段階に乗ってこようと思います。出おくれなように十分に精査していきたいとこのよう

に思います。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員、残り5分です。時間配分をお願いします。

○桜井公晴議員 先ほども、情報をこちらで手をこまねいては絶対に出さないと思うんです。だから、こちらからやっぱりきちっと申し入れて情報の提供を求めること、それは約束してもらわな困ると。その辺のところがあって初めて防止協定の問題も雇用関係もはっきりするということなんでね。やっぱり先ほども言いますように、松下なんかでやることがもうほんまに、補助を92億円も受けながら98%が非正規雇用なんていうことになったらね、ひどいもんです。もちろん配転者が復帰するということも大事ですから、それらを含めて新規雇用が何ぼあって、その雇用関係はどうなるんやということもしっかり説明を求めるというふうにしてもらうことが大事やと思うんですが、それはどうですか。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） やはり私どもも税の対応等々も議決をちょうだいいたしております。そうした中で、やはりこの地域、太子町のみならずですね西播磨近隣も含めて活性化という問題につながってこようとこのように思います。そうした面、十分に私どももこの新株式会社の方と連絡は取らせていただきたいとこのように思いますが、先ほど来申し上げておりますように、まだその段階に至らないというのが本当のとの現状でございます。十分そうした点、会社と話し合いをさせていただきたいとこのように思います。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 段階に至らないというのは向こうの言い分と違うんですか。こちらがしっかりやっぱりしないと、段階に至ったか、至らんかというのは、もうおくれおくれになっていくことの方があかんと思うんでね、それはしっかりやってくださいよ。

次に移ります。

第5の入札制度の改善についてであります。私は通告でも指摘をしておりますように条件を付さない一般競争入札をしないのはなぜかと。すべてのことについてはっきりさせないとけじめがつかないと思いますので、再度伺います。

それから、2点目には改善というのは意識的に取り組まないとこれもできない。そういう意識がおたくにはないんかなということがありますので、その点についての説明をしていただきたい。

それから、前助役が絡む事件の背景と要因、これらについても実際になぜこういうことが起こったかということをしかり解明をして、それらの原因を除去することが再発防止にしっかりとつながっていくということでもありますのに、そのことが見えない。この取り組みについて説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、条件を付さない一般競争入札を実施しないのはなぜかということですが、町内業者の健全な育成を図ること、ダンピング受注防止や不良、不適格業者の排除、入札契約及び工事監督等に係る適正な事務量等を総合的に勘案しまして、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除等を行うべく、より不正の起こりにくい制度の運営に努めているところでございます。

制度の改善につきましては、太子町における入札制度契約検討委員会を開催いたしまして制度改善を検討いたしておりますが、町内業者に対する近隣市町の取り扱い、また発注工事件数などを考えますと、現行の取り扱いがよいのではないかと考えております。

前助役が絡む事件の背景と要因などの全容解明と再発防止策についてということでございますが、事件の内容につきましては新聞報道以上に詳細は把握しておりません。

再発防止につきましては、いつも申し上げておりますが、法令等を遵守し、職務上知り得た秘密は漏らしてはならないということ

徹底し、地方公務員として職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念するよう指導していく所存でございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 やはり同じことを繰り返し説明しているように私には聞こえてなりません、町内業者というようなものも実際には業者は町外では冷たいと、いわゆる太子町外では冷たい状況にあると。ほんで、太子町は他からも受け入れるような形になっておると言われるぐらいのこともあります。しかし、全体としては業者全体が自立をしていくようなものとして一般競争入札を完全施行することの方が談合防止、また透明性、公平性を確保する上からも絶対大事やということで、金額の多寡を問わず必要なことだと私は思うんです。その点をはっきりさせていただきたい。

それから、制度改善というのは先ほども近隣市町の動向ということ言うてるけれども、手持ちの量の問題も含めて私は私なりに提言しているはずです。だから、これらのことをしっかり踏まえた意識的な取り組みがあって初めて公正な入札制度ができるんじゃないかこう思います、いかがと。

それから、助役の絡む事件というのはやはり新聞報道にされてるっていうことはされてるだけです。しかし、内容を庁内でしっかりと掌握をして再発を防止していくためには、全容がどうだったのかを解明しないといけない。解明責任と説明責任が行政にあるんですよ。ただ、給与を減額したらそれで済むようなことを言うとしたんでは話にならないんじゃないですか。それが解明しないままここを通り過ぎていくことの方が問題だと。再発防止につながるどころか、再発する可能性もあるっていうことになるわけです。

私は指名競争入札が今2,500万円ということで、最近のケースによりますと出てますけれども、事業規模を縮小して指名競争入札をやっているようにも見えるんです。そういう

点ではいかがですか。

それと、やはりペナルティーとしては右翼、暴力団等への資金が流れる心配のない業者、この選択も要ると思うんですね、これまで言われてきた。この点をどのように精査をしているかも問題だと思うんです。その点いかがですか。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 一般競争入札でございますが、確かに透明性の確保、公正な競争の促進といった点では一般競争入札が適当ではないかと思っております。ただ、やはり工事の中には町内業者の健全な育成とか、いろんな要素もございますので、やはりそういった点の中で指名競争と一般競争の金額でもって分けさせていただいているところでございます。

制度の改善につきましては、現在も入札制度の契約検討委員会を開催いたしまして、継続してそういった問題に対しては取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

（桜井公晴議員「後言うたの、どないや。業者の選定でもというやつ。右翼やら暴力団への資金等の流れないような、そういうものも見とかなあかんという」の声あり）

○議長（熊谷直行） 続けてやってください。

○総務部長（佐々木正人） 指名にしろ、一般にしろ、入札をする場合には登録業者がございまして、我々の方では何をもって右翼と言うのかといったものが確認しがたいところがございます。あくまでも登録された中でやっていくということでございます。

○議長（熊谷直行） 桜井議員、もうあと20秒ほどなんで、最後まとめてお願いします。

○桜井公晴議員 登録業者の選定という点で厳選していく、それがもう資料も、提出資料を多くすることも含めて必要だと思うんですが、その点の対応だけ聞いて終わりたい

と思います。

- 議長（熊谷直行） 総務部長。
- 総務部長（佐々木正人） 現在の制度に基づいて、通常の手続等によりまして整理をさせていただくということでございます。

（桜井公晴議員「資料を増やしてって、私は言いよる」の声あり）

現在そういったものは規定がございますので、その規定に基づいてさせていただくということでございます。

- 議長（熊谷直行） 桜井議員。
- 桜井公晴議員 終わります。また後、いろいろ次々伺います。終わります。
- 議長（熊谷直行） 以上で16番桜井公晴議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

~~~~~

日程第3 請願第12号 義務教育費国

庫負担制度の堅持を求める請願

日程第4 請願第13号 30人以下学級の実現を求める請願

- 議長（熊谷直行） 日程第3、請願第12号義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願及び日程第4、請願第13号30人以下学級の実現を求める請願を一括議題とします。

ただいま上程中の請願第12号及び請願第13号は、会議規則第92条第1項の規定により、お手許に配付いたしました請願付託表のとおり福祉文教常任委員会に審査を付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月8日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

（散会 午後1時34分）